

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桔梗の会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項第3号に規程する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の取扱い)

第3条 役員等には、定款第9条及び第24条に定めるとおり、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合であっても、費用弁償等は、行わない。

(公表)

第5条 社会福祉法第56条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から実施する。